

令和 4年 4月 1日

姫路市狩猟免許取得費用等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市鳥獣被害防止計画に基づいて実施する有害鳥獣捕獲活動（以下「有害鳥獣捕獲活動」という。）の従事者を確保するため、予算の範囲内において狩猟免許取得費用等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 姫路市内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定するわな猟免許又は第一種銃猟免許（以下「対象狩猟免許」という。）を取得した後に姫路市内に転入し、当該取得した対象狩猟免許に係る猟法により姫路市内で実施する有害鳥獣捕獲活動に従事する者を除く。）
- (2) 姫路市内で実施する有害鳥獣捕獲活動に新たに従事する者（対象狩猟免許のいずれかを有する者が、他の対象狩猟免許を新たに取得し、当該対象狩猟免許に係る猟法により有害鳥獣捕獲活動に従事する場合を含む。）

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象者が所属する捕獲班が実施する有害鳥獣捕獲活動への参加とする。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。ただし、規則第4条の規定による申請の日の属する年度の4月1日より3年以上前に発生したものを除く。

- (1) 狩猟免許講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験申請手数料
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の3第1項の規定による講習会に係る受講手数料
- (4) 次に掲げるいずれかの費用
 - ア 銃刀法第5条の4第1項の規定による技能検定に係る申請手数料
 - イ 銃刀法第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る受講手数料
- (5) 兵庫県猟友会加入金及び支部加入金（同会及び同会支部に新たに加入する場合に限る。）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、助成金の額の上限は、38,000円とする。

（市長が必要と認める書類）

第6条 規則第4条第4号に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 狩猟免許講習会受講料領収書の写し又は受講を証する書類
- (2) 猟友会加入金領収書又は加入金の納付を証する書類
- (3) 狩猟免許にかかる狩猟免許の写し
- (4) 銃刀法第5条の3第2項に規定する講習修了証明書の写し
- (5) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 銃刀法第5条の4第2項に規定する合格証明書の写し

イ 銃刀法第5条の5第2項に規定する技能講習修了証明書の写し

(6) 有害鳥獣捕獲許可証の写し

2 規則第4条第2号に掲げる前年度決算書の提出は、要しない。

3 規則第12条に定める市長が必要と認める書類は、助成対象者が有害鳥獣捕獲活動に従事したことが確認できる書類とする。

(補則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条及び第4条から第6条までの規定は、この要綱の施行の日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。